

差別のない明るいまちを

いわれなき差別

「同和問題」は人権問題

国や地方公共団体では、同和問題はわが国固有の重大な人権問題として、特別立法で様々な施策を講じてきました。

その結果、同和地区の住環境整備などは大きく改善されましたが、一方で、身元調査や結婚・就職差別などはいまだに解消されていません。このようなことから国や地方公共団体では、同和問題を重要な人権課題の一つとして、さまざまな人権教育・啓発活動を積極的に推進することにも、最近では、新しい人権侵害の被害者救済制度の策定に向けた検討もしています。

小松島市においても、二〇〇六（平成十八）年に策定した「小松島市人権教育・啓発に関する基本計画」において、同和問題については「各人権課題に対する取組」の中で重要課題の一つとして取り上げています。同和問題は私たちにとって身で重要な人権課題の一つです。

いま起きていること

人は自らの親や出生地を選ぶことはできません。誰にでも故郷があり、誇りにも感じるのが故郷です。その故郷を人に言えない、故郷が分かる結婚や就職差別を受けるということがいまだにあります。

○結婚や就職の差別

たとえば、結婚相手と同和地区出身であるかどうかを調べるために、

制度を悪用して不正にその人の戸籍抄本を入手する例がありました。その結果、同和地区出身であることが理由に本人の人柄とは無関係に結婚の断念を迫った事件が起きています。

二〇〇三（平成十五）年に内閣府が実施した世論調査でも「同和問題に関し、どのような問題が起きているか」という問いに対して、一番多かった回答は「結婚の問題」です。

ふだん「自分は差別をしているつもりはない」という人でも、いざ身内の問題になると、世間体などを理由にして正しい判断ができなくなる場合があります。「悪いとは思っても他の人がそうなら仕方がない」という考え方は差別を助長することになります。結婚差別の問題はまさに一人ひとりの人権意識が試される問題です。

就職差別にも同じような例があります。一九七五（昭和五〇）年ごろ、全国の同和地区の所在地などを記載した「部落地名総鑑」と称する冊子が発行され、多くの企業が購入したことがわかりました。これはすぐに回収され処分されましたが、掲載されていた情報は企業の採否決定に利用されるなど就職差別につながるものでした。採用選考にあたり「同和地区」出身かどうかを調べることは重大な人権侵害です。能力と適性に応じて自由に職業を選ぶ権利は、すべての人に保障

されているからです。一方、企業にとっては、公正な採用は人権に対する取り組みの第一歩でもあります。

○差別表現

「差別表現」とは人の意識のうち「潜在する差別意識を言葉や文字行為によって表し、人をおとしめたり、不快の念を与えたりして、その人の尊厳を無視し、基本的人権を踏みしめる行為です。

先述の世論調査では「同和問題に関し、どのような問題が起きているか」の問いに関して、結婚問題や就職問題のほかに「差別的な言動をすること」として「インターネットを使って差別的な情報を掲載すること」や「公共の場に差別的な落書きをすること」を挙げた人が多くいます。

具体的には、同和地区・被差別部落出身者を誹謗・中傷する表現や同和地区の所在を示す書き込みがインターネット上に掲示されるといったことが起きているのです。

この差別表現を考えたときには、単に、何が差別的な言葉であり、それをいかに言いかえるかというようなどらえ方では不十分です。つまり、差別的な用語を使ったかどうかではなく、その用語を使って差別する意識があるかどうかの問題なのです。

一方、長い間、差別を意図して使われてきた表現があり、その表現を不快に感じる人もいます。そのような表現が、日常生活の中で何気

なく使われてしまうこともあります。その結果、何気なく使われた表現であっても、その受け手にとっては非常に重い意味を持つことなどにも目を向けなければなりません。

○「えせ同和行為」

いかにも同和問題の解決に努力しているように装って不当な寄付を募ったり、高額な書籍を売りつけたりする行為を「えせ同和行為」と言います。このような行為は、同和問題の解決とは関係ないばかりか、同和問題に対する誤った意識を植え付け、同和問題の解決を遅らせる大きな原因となっています。

法務省が行った「二〇〇三年中における、えせ同和行為実態把握のためのアンケート調査」では、回答のあった二二九五事業所のうち、不当な要求を受けた事業所は二三%あり、そのうち不当な要求に応じた事業所は前回調査（三年前）より減少はしているものの、依然として十四%を占めています。

この問題に対しては、関係機関などとの緊密な連携と幅広い取り組みが必要ですが、何よりも私たち一人ひとりが不当な要求は断固として断り、不当な行為については法的な処置をとるなど毅然とした態度が不可欠です。

参考・引用文献

「人権ポケットブック」
人権教育啓発推進センター発行

かつての日本の歴史過程で形づくられた身分的差別により、一部の人々が生活の様々な面で制限や差別を受けていました。特に、江戸時代にはそれが非常に厳しいものになりましたが、江戸幕府が終わり、一八七一（明治四）年にいわゆる「解放令」と称される太政官布告により、制度上の身分差別はなくなりました。

それにもかかわらず、現在においても同和地区に対する偏見や差別意識により、実態として、様々な社会的な不平等や差別が存在しています。それが同和問題です。